

様式第20

災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認に係る確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
 会社所在地
 会社名
 電話番号
 代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第13条の2第1項の確認(同項第1号に係るものに限り、当該規定が準用される場合を含む。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 災害等特例中小企業者等について

| | | |
|---|--|--|
| 災害等特例 中小企業者 等の種別 | <input type="checkbox"/> 第一種特定贈与認定中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種特定贈与認定中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種特定相続認定中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種特定相続認定中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種特定特例贈与認定中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種特定特例贈与認定中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種特定特例相続認定中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種特定特例相続認定中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種贈与認定前中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種贈与認定前中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種相続認定前中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種相続認定前中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定前中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定前中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定前中小企業者 | <input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定前中小企業者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種贈与認定個人事業者であった者 | <input type="checkbox"/> 第二種贈与認定個人事業者であった者 |
| | <input type="checkbox"/> 第一種相続認定個人事業者であった者 | <input type="checkbox"/> 第二種相続認定個人事業者であった者 |
| 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定の年月日及び番号 | 年 月 日(号) | |
| 災害が発生した日 | 年 月 日 | |

| | |
|--------------------------|-------|
| 贈与の日 又は 相続の開始の日 | 年 月 日 |
| 贈与税申告期限 又は 相続税申告期限 | 年 月 日 |

2 施行規則第13条の2第1項第1号(同条第3項の規定により読み替えられた同条第1項第1号)関係

| 災害により被害を受けた資産(施行規則第1条第17項第2号の特定資産を除く。)の明細表 | | | |
|--|-------|-----------------|-----|
| 種別 | 資産名 | 帳簿価額 | 所在地 |
| 災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。)をした資産 | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | (1)小計 | | 円 |
| 資産の帳簿価額の総額 | | (2) | 円 |
| 資産の帳簿価額の総額に対する災害により滅失をした資産の帳簿価額の合計額の割合 | | (3) = (1) / (2) | % |

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 施行規則第13条の2第2項(同条第3項の規定により読み替えられた同条第2項)各号に掲げる書類(当該確認に係る事由のうち当該災害等特例中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。)を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第2位以下を切り捨てる。
- ② 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定の年月日及び番号」については、第一種(第二種)贈与認定前中小企業者、第一種(第二種)相続認定前中小企業者、第一種(第二種)特例贈与認定前中小企業者又は第一種(第二種)特例相続認定前中小企業者は空欄とする。
- ③ 「2 規則第13条の2第1項第1号(同条第3項の規定により読み替えられた同条第1項第1号)関係」の「災害により被害を受けた資産」が6以上ある場合は同様の欄を追加して記載する。
- ④ 「2 規則第13条の2第1項第1号(同条第3項の規定により読み替えられた同条第1項第1号)関係」の「帳簿価額」「資産の帳簿価額の総額」の欄は、「災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における帳簿価額」を記載する。